

沖縄県立芸術大学芸術文化研究所規程

令和3年11月11日

沖芸大規程第71号

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学芸術文化研究所(以下「研究所」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 研究所は、地域伝統芸術(以下「伝統芸術」という。)及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 芸術文化、伝統工芸及び伝統芸能の調査研究に関すること。
- (2) 公開普及講座に関すること。
- (3) 研究員及び研修員の受入れに関すること。
- (4) 調査研究の成果の普及活動に関すること。
- (5) 研究所の主催する共同研究事業に関すること。
- (6) その他研究所が必要と認めた事項

(部門)

第4条 研究所に、次の部門を置く。

- (1) 芸術文化学部門 芸術学(音楽学を含む。)・文化学
- (2) 伝統工芸部門 陶芸・漆芸・染色・織物
- (3) 伝統芸能部門 琉球音楽・琉球舞踊・琉球演劇

(組織)

第5条 研究所は、次に掲げる教員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 前条に定める各部門(以下「各部門」という。)を主務とする専任教員
- (3) 美術工芸学部及び音楽学部(以下「各学部」という。)からの兼任教員 各部門2名以内

(兼任教員)

第6条 前条第3号に掲げる兼任教員は、各学部の教授、准教授及び講師の中から、所長が、各部門の専任教員の意見を聴き、各学部の長と協議の上で選出し、学長が決定、理事長が任命するものとする。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員が欠けた場合における補欠の教員の任期は、前任者の残任期間とする。

(改正等)

第7条 この規程の改廃は、芸術文化研究所教授会の議を経て学長が行うものとする。

附 則 (令和3年11月11日学長決裁)

この規程は、令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年8月29日学長決裁）

この規程は、令和4年8月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和6年9月13日学長決裁）

この規程は、令和6年9月13日から施行し、令和6年9月13日から適用する。